

# 南明治 区画整理ニュース

vol.62

令和8年2月



## 安城南明治第三土地区画整理審議会委員が決定しました

### 今号の内容

- 安城南明治第三土地区画整理審議会を開催しました
- 【安城南明治第一土地区画整理事業】令和8年度より出来形確認測量を予定しています
- 安城南明治第一地区市有地有効活用事業（第12街区ほか）の提案者が決定しました
- 令和7年度の工事状況のお知らせ
- 仮換地課税のお知らせ

## 安城南明治第三土地区画整理審議会を開催しました

安城南明治第三土地区画整理審議会委員選挙の立候補を受付した結果、宅地所有者及び借地権者から選出される委員について、それぞれ定数内の立候補であったため、無投票にて当選となりました。

審議会は宅地所有者より選出された7名、借地権者より選出された1名及び市長が選任した学識経験者2名を加えた10名で構成され、権利者の適正な意見を事業に反映させるとともに、事業が民主的かつ公平に運営されるよう皆様の代表としてご尽力いただくこととなります。

また、令和7年9月12日（金）に当選証書授与式及び委嘱辞令交付式を行い、引き続き第1回審議会を開催しました。審議会会長に神谷明文氏、副会長に渡邊真一氏が選出されました。

### 審議会委員〈50音順・敬称略〉

宅地所有者からの委員 定数7名

- 犬塚 愛子
- 岡崎信用金庫
- 小野田 幸雄
- 株式会社OTF
- 神谷 明文
- 杉浦 まさ彥
- 渡邊 真一

借地権者からの委員 定数1名

- 鈴木 良

学識経験者2名

- 近藤 芳永
- 鳥居 純

### 審議会の様子



## 〔安城南明治第一土地区画整理事業〕令和8年度より出来形確認測量を予定しています

事業も終盤にさしかかり、換地処分に向けて令和8年度より出来形確認測量を予定しています。

詳細スケジュールは、実施が決まった街区ごとにご案内します。実施の順番については、道路工事の状況などを考慮し、市で決定します。

なお、この業務の実施にあたり、市の委託業者が皆さまの土地に出入りさせていただきます場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、委託業者は市が発行する身分証明書を携帯しています。

### ◆出来形確認測量とは…

使用収益が開始された土地の境界位置、形状及び地積を確認します。当初より予定されている境界位置などとの差を確認した上で調整を行います。

委託業者の携帯する身分証明書（イメージ）

身分証明書 第1号

所属機関 ●●●●株式会社  
所在地 ●●市●●区●●町●丁目●番●号  
氏名 ●●●●  
生年月日 平成●●年●●月●●日  
交付 令和●●年●●月●●日  
有効期限 令和●●年●●月●●日

上記の者は、土地区画整理法第72条第1項の規定により土地区画整理事業施行のために安城市長の委任に基づき他の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

安城市長 三星 元 人

（写真）

## 安城南明治第一地区市有地有効活用事業（第12街区ほか）の最優秀提案者が決定しました

安城南明治第一土地区画整理事業の第12街区・第22街区・第29街区の一部において、JR安城駅周辺にふさわしい都市拠点となる施設を整備することができる事業者を募集したところ、1グループの事業者から応募がありました。その後、公募型プロポーザル方式による提案内容の審査を行い、以下のとおり最優秀提案者が決定しましたのでお知らせします。

### 最優秀提案者

- 代表企業 角文株式会社  
構成企業 スターツ東海株式会社  
株式会社鶴飼哲矢事務所  
株式会社キャッチネットワーク  
株式会社丸山組

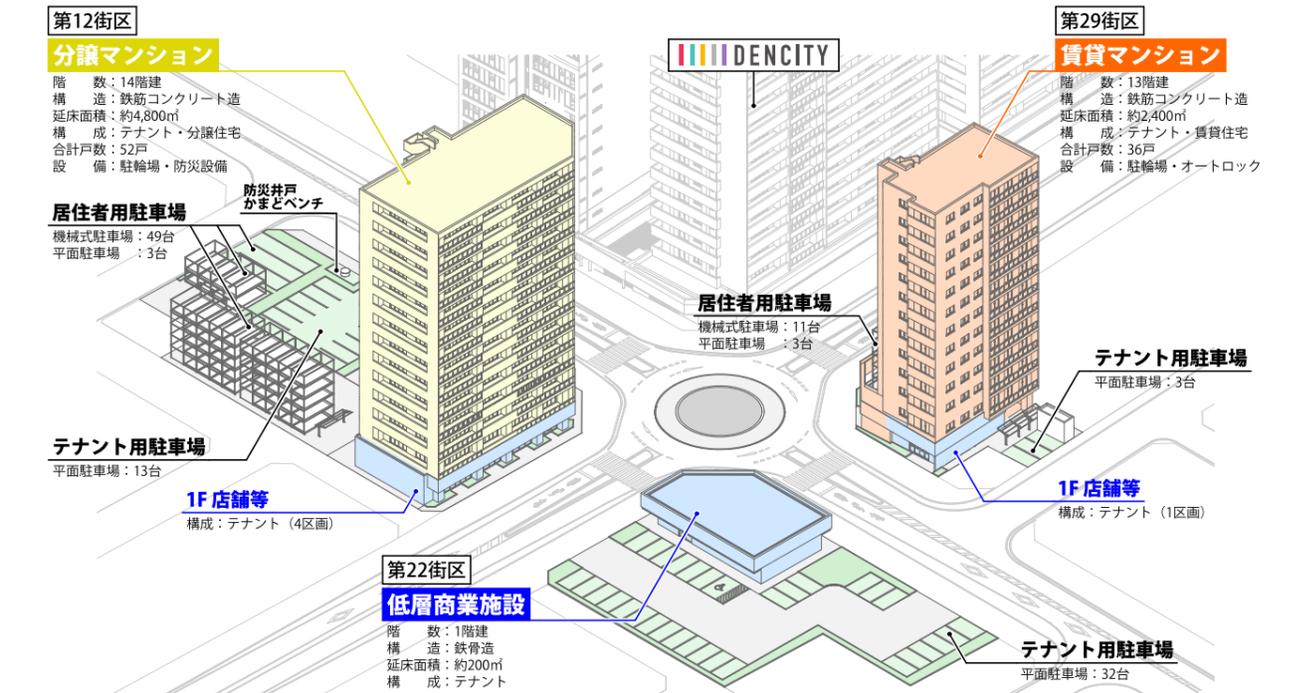
### 位置図



### 提案施設の概要

- 第12街区2、3、4、5号画地  
テナント・分譲住宅（52戸）（14階建）
  - 第22街区1号画地  
テナント（1階建）
  - 第29街区1-1号画地  
テナント・賃貸住宅（36戸）（13階建）
- ※整備の内容が確定したものではありません。

### イメージ



### 今後の予定

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第12街区			着工 1月頃	竣工 7月頃	開業 3月頃
第22街区				着工 9月頃	竣工 3月頃
第29街区		着工 12月頃	竣工 3月頃	開業 7月頃	

※予定は変更する場合があります。

## 令和7年度の工事状況のお知らせ



デンシティ南西角の環状交差点（ラウンドアバウト）が令和7年7月31日に供用開始しました。



区画道路6-14号線および6-15号線の舗装工事が完了しました。

## 仮換地課税のお知らせ

固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の土地の状況により課税しています。使用収益が開始されている仮換地については、従前地ではなく、その仮換地の状況により課税しています（仮換地課税）。

令和8年1月1日現在において、新たに使用収益が開始された仮換地については、令和8年度から仮換地課税に移行します。

なお、使用収益が開始されていない仮換地については、これまでどおり登記簿等に基づいて課税します。

仮換地課税の問い合わせ先

資産税課土地係 TEL(0566)71-2256(ダイヤルイン)

問い合わせ先

安城市 区画整理課（市役所北庁舎4階）

TEL 事業管理係・換地係 (0566)71-3751(ダイヤルイン) 工務係 (0566)71-2246(ダイヤルイン)

FAX (0566)76-0066 E-mail:kukaku2@city.anjo.lg.jp

安城南明治土地区画整理事業

検索

URL:<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/machidukuri/kukakuseiri/minamimeiji/index.html>



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



環境に優しい  
植物油インキを  
使用しています。